

## 2月の当番医予定表

※診療時間は午前9時から午後5時までです。できるだけ時間内に受診してください。  
 ※急患のための当番医制度ですので、緊急患者以外の受診はご遠慮願います。

※在宅待機のため、原則として往診は致しません。  
 ※専門外の疾患の場合は対応しかねることもあります。

日	科	内科	外科	休日夜間当番病院
3日 (日)	小池医院 東吾妻町(67)2030		原町赤十字病院 東吾妻町(68)2711	原町赤十字病院 東吾妻町(68)2711
10日 (日)	吾妻脳外循環科 東吾妻町(68)5211		吾妻さくら病院 中之条町(75)3011	吾妻さくら病院 中之条町(75)3011
11日 (月)	くりはら医院 東吾妻町(68)0355		西吾妻福祉病院 長野原町(83)7111	西吾妻福祉病院 長野原町(83)7111
17日 (日)	東吾妻町診療所 東吾妻町(59)3010		原町赤十字病院 東吾妻町(68)2711	原町赤十字病院 東吾妻町(68)2711
24日 (日)	田島病院 中之条町(75)3350		吾妻さくら病院 中之条町(75)3011	吾妻さくら病院 中之条町(75)3011

## くらしの情報 information

### 国民年金



納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成30年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれません。

また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族（お子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成30年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、確定申告を行うときに、領収書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

平成30年10月2日から12月31日までの間に、平成30年に初めて国民年金保険料を納められた方へ、社会保険料控除証明書が2月上旬に送られます。（平成30年1月1日から10月1日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に送付されています。）

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れないようきちんと納めましょう。

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書に関するお問い合わせ先  
 ねんきん加入者ダイヤル ☎0570・003・004

両立支援等助成金（再雇用者評価処遇コース）のご案内

### ●おもな要件

妊娠、出産、育児または介護を理由として退職した方について、退職前の勤務実績を評価・処遇し、再雇用する制度を導入すること。右記制度に基づき、退職後1年以上経過している対象者を再雇用し、無期雇用者として6カ月以上継続雇用すること。

### ●支給額

再雇用人数・企業規模・生産性により1人につき19万円～48万円（継続雇用6カ月後と1年後の2回に分けて半年ずつ支給）  
 ※1企業5人まで

### ●お問い合わせ先

群馬労働局雇用環境・均等室 ☎027・896・4739

サイバーセキュリティ月間

2月1日から3月18日まで「サイバーセキュリティ月間」です。

インターネットは今や生活に欠かせないツールですが、一方で、インターネットを悪用した詐欺やサイバー攻撃による情報流出などのさまざまな問題が発生しています。インターネットを安全に利用するために、日頃から点検して必要な対策を行いましょう。

●特に必要な4つの対策

- ・ WindowsなどのOSやインターネットを見るときに使う動画面ソフトをはじめとする各種ソフトウェアは最新の状態にしておく
- ・ ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルス定義ファイルを最新の状態にしておく
- ・ パスワードは自宅の鍵と同じように大切に扱い、他人に知られないよう管理する

・ 身に覚えのない電子メールに注意し、添付ファイルなどは安易に開かない

詐欺やウイルス被害にあった場合は1人で悩まず、セキュリティに詳しい人に相談したり、警察の相談窓口にご相談したりしてください。

●警察の相談窓口

- ・ サイバー犯罪情報被害相談電話 ☎080・2350・0001

※午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)

- ・ 総合相談窓口 ☎027・224・2020
- ・ 短縮ダイヤル#9110

※24時間受け付け

2019年度「統計の日」標語の募集

総務省では、統計の重要性に対する国民の関心と理解を深め、統計調査に対する国民のより一層の協力を頂けるようにと定めた「統計の日」(10月18

日)を中心として周知広報を行っております。その一環として、毎年「統計の日」のポスターを始めとする広報媒体に活用すべく標語を募集しています。

●募集期間

平成31年2月1日～

3月31日

●募集部門

- 小学生の部、中学生の部、高校生の部、一般の部、統計調査員の部、公務員の部

●応募方法

応募用紙にて、1人5作品まで応募できます。

応募用紙以外で応募される場合は、次の事項を明記の上、応募してください。①部門、②お住まいの都道府県名、③氏名(ふりがな)、④所属・学校名(学年)、⑤電話番号、⑥標語(1人5作品まで)

●提出先等

提出方法は、各部門により異なります。

◎メールの場合

toukeinohi@soumu.go.jp  
◎ FAXの場合

☎03・5273・1181

◎郵送の場合

〒162・8668 東京都新宿区若松町19-1

総務省政策統括官付統計企画管理官室普及指導担当

●お問い合わせ

総務省政策統括官付統計企画管理官室普及指導担当

☎03・5273・1144(直通)

消費税軽減税率制度への対応には準備が必要です！

平成31年(2019年)10月1日から、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率制度は全ての事業者の方に関係があることから、制度の説明会を以下のとおり開催します。

開催日時		開催場所	主催者	連絡先
日	時間			
平成31年3月6日(水)	11時～11時30分	中之条町大字伊勢町 1005-1 中之条町ツインプラザ 視聴覚室	(一社) 吾妻法人会 中之条税務署	中之条税務署 法人課税部門 ☎0279・75・3355(代表)
平成31年3月6日(水)	15時～15時30分	長野原町大字長野原 37-2 長野原町商工会館 小会議室	(一社) 吾妻法人会 中之条税務署	中之条税務署 法人課税部門 ☎0279・75・3355(代表)